第６号様式別表５の６記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第３号）第１条の規定による改正前の法（以下この記載要領において「平成30年旧法」という。）附則第９条第13項から第18項までの規定による控除を受ける場合に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

２　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第145号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「平成30年旧措置法施行令」という。）第27条の12の５第11項第１号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は平成30年旧措置法施行令第39条の47第11項第１号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、「基準雇用者給与等支給額の計算」の各欄は記載を要せず、「基準雇用者給与等支給額②」の欄には、「１」と記載すること。

３　「基準雇用者給与等支給額⑬」の欄は、次に掲げる場合には、同欄中「⑪×⑫」とあるのは「$⑪×⑫×\frac{70}{100}$」として計算した金額を記載すること。

⑴　所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の５第２項第４号ハに掲げる場合に該当する場合（平成30年旧措置法施行令第27条の12の５第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は同法第68条の15の６第２項第４号ハに掲げる場合に該当する場合（平成30年旧措置法施行令第39条の47第11項各号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

⑵　平成30年旧措置法施行令第27条の12の５第11項第２号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）又は平成30年旧措置法施行令第39条の47第11項第２号に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

４　連結申告法人（法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、平成30年旧措置法施行令第39条の47第14項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額㉓」の「適用年度㈠」の欄には「１」と記載し、同条第17項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額㉓」の「前事業年度又は前連結事業年度㈡」の欄には「０」と記載すること。

また、連結申告法人以外の法人にあっては、平成30年旧措置法施行令第27条の12の５第14項に規定する継続雇用者給与等支給額が零である場合には、「継続雇用者給与等支給額㉑」の「適用年度㈠」及び「月別支給対象者の合計数㉒」の「適用年度㈠」の各欄には「１」と記載し、同条第16項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合には、「月別支給対象者の合計数㉒」の「前事業年度又は前連結事業年度㈡」の欄には「１」と記載すること。

５　「①のうち所得等課税事業に係る額㉙」の欄は、「雇用者給与等支給額①」のうち平成30年旧法附則第９条第17項に規定する事業税を課されない事業又は法第72条の２第１項第２号に掲げる事業（以下この記載要領において「非課税事業等」という。）以外の事業に係る額を記載すること。